

第五十一回 参議院 地方行政委員会 會議録 第十一号

昭和四十一年三月二十二日(火曜日)
午前十時二十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 林田 正治君
理事 小林 武治君
加瀬 完君
原田 立君

委員

高橋文五郎君
津島 文治君
天坊 裕彦君
占部 秀男君
鈴木 壽君
松澤 兼人君
松本 賢一君
自治大臣 永山 忠則君
政府委員 警察庁長官 新井 裕君
警察庁保安局長 今竹 義一君
自治大臣官房長 松島 五郎君
自治省行政局長 佐久間 彌君
事務局側 常任委員会専門員 鈴木 武君

本日の会議に付した案件

○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
○銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(林田正治君) ただいまより地方行政委員会を開会いたします。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明をお願いいたします。永山自治大臣。

○国務大臣(永山忠則君) ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由とその概要を御説明申し上げます。

政府は、恩給制度について、日本赤十字社の救護員の在職期間を恩給公務員期間に通算する等の措置を講ずるため、恩給法等の一部を改正する法律案を今国会に提出し、御審議を願っておりますが、これに伴い地方公務員の退職年金制度についても同様の措置を講ずる必要があります。このほか、公庫公団職員期間の通算措置に準じて団体共済組合員期間を公務員共済組合員期間に通算する等の措置を講ずる必要があります。これがこの法律案を提出した理由であります。これがこの法律案に、以下法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、恩給制度の改正に伴い、日本赤十字社救護員の戦時衛生勤務に服した期間を有する地方公務員について、その期間を組合員期間に通算するとともに、長期在職者の低額年金について、恩給制度の改正措置に準じ、改善する等の措置を講ずることとしております。

第二は、地方公務員共済組合が支給する年金の年額について、国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情の変動に応じて改定し得るよう調整規定を設けることとしております。

第三は、地方公務員共済組合の職員である組合員及び地方団体関係団体職員共済組合の組合員に対する長期給付に要する費用のうち百分の十五に

相当する額については、国の職員にかかるものにあつては国が、それ以外のものにあつては地方公共団体が負担することに改めることとしております。

第四は、団体職員共済組合員期間について、公庫公団職員期間の地方公務員共済組合員期間への通算措置に準じ、地方公務員共済組合員期間に通算することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(林田正治君) 次に、補足説明をお願いいたします。佐久間行政局長。

○政府委員(佐久間彌君) 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、補足して御説明申し上げます。

お手元にお配りしてございます法律案要綱の順序で御説明申し上げます。

今回の改正案は、一つは恩給制度が改正いたしましたのに準じて、地方公務員の退職年金制度についても改正をいたさうというものでございまして、いま一つは、地方公務員等共済組合法自体の規定の整備を主とする改正でございます。

最初の恩給制度の改正に伴う改定でございますが、その第一は、日本赤十字社救護員として陸海軍の病院等に派遣され、事変地または戦地において戦地衛生勤務に服した者の取り扱いでございます。日本赤十字社救護員と申しますと、医師、薬剤師、看護婦等でございます。それらの者のうち医師、調剤員、看護婦長等は恩給公務員に相当する者として取り扱われておりますが、それらの者の期間は退職年金条例の適用を受けた期間として組合員期間に算入することとし、雇用人に相当する者、これは看護婦で申しますと普通の看護婦でございますが、これらの者につきましては、

共済年金の受給権を発生させる期間、いわゆる資格期間として取り扱うことになつたとするものでございます。

第二は、従来文官としての恩給公務員期間の在職中に旧軍人の加算年は算入しないこととされておりましたが、これを算入することにいたしました。これを算入いたしましたのは、年金の受給権が発生いたしました者につきましては、年金権を付与することになつたのでございます。

第三には、文官たる武官たるを問わず、現行法におきましては、加算年は組合員期間には算入しないこととしておるのでございますが、妻及び子に支給する遺族年金の年額につきましては、最短期間年限に達するまでの加算年額額の計算上対象にしようとするにいたしましたのでございます。

第四は、昭和四十年九月三十日以前に退職または死亡した者につきましては、最低保障額を定めることとしたしまして、年額六万円未満の者につきましてはその年額を六万円、遺族年金につきましては三万円未満の者は三万円とすることにいたしましたのでございます。

次は、これも国家公務員の場合に同様の規定が入りました関係で、地方公務員につきましても同様の規定を入れようとするものでございます。年金の額をいゆるスライド規定でございます。年金の額を定めるにあたりまして、国民の生活水準に、地方公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して改定の措置を講ずるものとするという趣旨の規定を設けることにいたしましたのでございます。

次は、地方公務員等共済組合法自体の規定の整備でございますが、その第一は、組合職員等の長期給付に要する費用の負担に關するものでございます。現在地方公務員共済組合の組合職員であり

ます者は組合員として扱われることになっておりますが、それらの者につきましては、使用者としての組合が五七・五を負担することについていたしております。また、地方団体関係団体職員共済組合の組合員に対しても、団体が五七・五を負担をいたしております。で、いずれも残りの四二・五は組合員の掛け金になっておるわけでございまして、その組合または団体が負担をいたしております五七・五のうち一五％、百分の十五に相当するものは、いわゆる公費負担部分でございまして、国家公務員共済組合にありましては国が負担をする、地方公務員共済組合にありましては地方公共団体が負担する部分でございまして、この公費負担部分を明確にいたしますために、それらの地方公務員共済組合の職員である組合員及び地方団体関係団体職員共済組合の組合員である者に対しても、その部分は地方公共団体が負担をするということに改めることにいたしましたのでございます。

第二は、地方団体関係団体職員共済組合、これは地方六団体あるいは国保連合会等がその団体でございまして、それらの団体に勤務する組合員につきましては、地方公務員との人事交流が行なわれております実情にかんがみまして、先般、昨年の本院の附帯決議におきまして、これらの組合員につきまして、地方公務員との間の通算措置を認めるようにという御趣旨をいただいたのでございますが、今回は、いわゆる公庫公団方式にならしまして、地方公務員からこれらの団体の職員になり、再び地方公務員に復職いたしました場合におきましては、団体職員でありました期間を地方公務員共済組合の組合員期間に通算するというようにいたしたのでございます。

そのほか若干の規定の整備をいたしておりますが、その一つは、十以上の市で組織をいたしております都市職員共済組合の組合員の半数の者の選任方法でございます。これは現行法におきましては、関係市長が互選をすることになっておりますが、運営の経緯にかんがみまして、関

係市の市長が協議して定めた市長の任命によるものと改めようとするのでございます。

いま一つは、地方議会議員の年金におきまして、選挙犯罪によって当選無効となりました者の取り扱いにつきまして規定を欠いておりましたので、国会議員の年金の場合に準じまして、当選無効となりましたときに退職とみなすという趣旨の規定を入れることにいたしましたのでございます。以上がこの法律案の内容の概要でございます。そのほか附則に施行期日について所要の定めをいたしております。

○委員長(林田正治君) 本案に対する質疑は後日に譲りたいと存じます。

○鈴木壽君 いまの関連しての資料のことでちよつとお願いしておきたいと思ひますが、佐久間さん、いま御説明があつたのですが、たとえば恩給制度の改正というものは、その他ありますが、これを具体的に、現行はこうだ、今度の改正ではこういふふうになるんだ、通算の関係なり、新たに取扱われるようになったさういふ事柄、これをひとつ具体的に例示していただきたいと思ひますが、よろしくございませうか。

○政府委員(佐久間君) 承知しました。

○委員長(林田正治君) 次は、銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のおありの方は順次発言をお願いします。

○鈴木壽君 銃砲等によるいろいろな事故がどうも心配される最近の一大きな問題ですが、一体銃砲なんかを所持しておる、許可を受けないで不法に所持しておるという、さういふ問題がまだいろいろあるようでありますが、たとえば外国から持ち込まれるというふうなことがある。まあそこの中にはかつて問題になりましたフリピン等から、何といひますか偽造したやつがかなり入り込んでおるといふようなことがいろいろあるようでありまして、最近のさういふ傾向なり、それに対する取り締まりなり、こゝろいふことについて、ひ

とつあらしをお伺いしたいと思います。

○政府委員(新井裕君) 全般的なお話でございまして、拳銃を主としてお話しになったように思ひますので、最近の状況をお話しいたしますと、この数年、確かに御指摘のように拳銃の取り締まりはたいへんよく進捗いたしております。ことに、外国の航空機の機長が関連するものと、それからいま引例されましたフリピンで密造をいたしまして、船員を通じて日本に参つたもの、これが最近の顕著な密輸入の事件でございまして、

大体押収いたしました拳銃は、この数年千丁近くなっております。たとえば三十三年が拳銃の押収が大体三百から四百の間でございました。三十九年には八百丁近くあつておりました。さういふ意味で、御指摘のようになんか不法に所持——拳銃は一部警察官その他を除きますと、すべて所持することは不法でございまして、さういふ不法な所持が相当でございます。

○鈴木壽君 それらについての取り締まりですが、まあこれはなかなかたいへんな問題だと思ひますが、こゝろいふことについて、あなた方實際上、やつておつてどうも困るというふうなことが幾つかあるんじゃないかと思ひますが、さういふ状況はどうですか。

○政府委員(新井裕君) ただいま御指摘のございました取り締まりの方法でございまして、拳銃は、いま申し上げましたように、すべて不法でございまして、大体は事件がございまして、それからたぐつていつて押収しておるのでありますが、いま引例いたしました二つの事例は、むしろ事件が起るころという以前に拳銃を不法に売買しておるという情報によりまして、それを通じてイモづる式にたぐり寄せ、さらに最近世界的にいろいろさういふ取引があることがわかりましたので、パリにありましてICPO、あるいはたまたまやつておりますが、アジア諸地域からの係官が一年に一回、主として麻薬の関係で集まつて、東京において講習を開いておりますが、それらの機会に、お互いに情報を交換いたしまして、外から入つてく

るものについては水きわでこれを取り締まるというので、実は昨年、こゝろいふ銃砲の密輸入の罪というものを銃刀法の中にも取り入れまして、罰則を強化するようにいたしまして、いま取り締まつておるわけでございます。

○鈴木壽君 かなり多くの密輸があるんじゃないかと思ひますが、まあいまお話しになりましたような、いろいろ世界的な一つの機関と連絡をしたり、あるいは情報交換等をしてやつておる、こゝろいふお話でございまして、なかなかこれはあとを断たないようでございますね。特に外国へ出ていつてそして帰ってくる日本人が、いろんな形に持つてくる人もあるようでありまして、新聞なんかにはさういふのが出ておるのでありますが、こゝろいふことに対する取り締まり、こゝろいふことではどうでございませうか、いま。

○政府委員(新井裕君) 御指摘のように、最近だいたひ知名の人たちの事件が新聞に報道せられておりました。それによつてさういふものを持つことが不法であるという気持ちはさういふ国民の中に浸透したように思ひます。結局大部分の国民がさういふことが悪いことである、さういふことはするべきではないという觀念が前提になつておるものと、取り締まりがしにくいわけでありまして、さういふ意味においては非常に浸透したと思つております。

それと、この拳銃というものをだれがはがつておるかということでございますが、愛玩用にはしがつておるとか、あるいは収集マニアみたいな者があるというものも、これはいふまでもないでございまして、大量にかつ執拗に欲しておるものは、いわゆる暴力団でございまして、この暴力団の取り締まりを徹底することと相まちまして、この拳銃の不法所持を追及していきたい、こゝろ思つております。

○鈴木壽君 暴力団ですがね、おとしあたりから去年にかけまして、かなり暴力団に対して一つのいろいろな取り締まりなり、あるいは暴力団をなくするといふようなことについてだいたひ御努力

をなさったようでありすが、いまお話にありましたように、やっぱりわれわれにしても一番おもしろいのは、暴力団がこれらのものを所持し、それをまた使用することによっていろいろな問題が起こっている、こういうことを一番おそれなすやならぬと思ひますし、そういう面でお聞きするのですが、暴力団の最近の状況です。まあいろいろ解散になったとか、支離滅裂になったとかというようないろいろ言われておりますが、しかし、一面においては目につく、こういう東京とか大都市のいわゆる暴力団が機動的な解散みたいなことをやって、かえって各地方にも散らばっておると、しかもそれらが依然として、まあ拳銃というだけでなしに、いわゆる銃砲あるいはその他の刀剣等を所持しておるのだ、まあこういうことをよく言われておりますが、そういう点についてあなたの方の見方は一体どうなんですか。

○政府委員(新井裕君) この十年ばかりの推移を見ておきますと、三年ばかり前までは警察の把握が進むにつれて、団員というものが、われわれのほうにわかる数がふえました。したがって、皆さまに御報告しておる数字からいって、いかに暴力団が増加したようなかっこうでございますが、むしろ私どもとしては、その前の、把握が十分でなかった点も加味すれば、急速に進んでおったとは必ずしも思はないのであります。この二、三年、そういうわれわれの把握の状況が徹底した結果とも思ひますけれども、構成団員というものが少しづつ減りかげんでございます。

それからまた、この数年の一つの顕著な傾向は、結局アメリカでそういう名前と呼ばれておりましたシンジケートをつくるという状況があらまししたけれども、これはもう著しく阻害されまして、このシンジケート化するという傾向は一応ストップかけられたと私も思っております。現に解散を表明いたします暴力団というものが、大体はこういう連合団体が多いのであります。それから単位団体もだんだんと解散を表明し、また表明しているのみならず、実質的にも解散をした

ものがあるということでありまして、私も手前みそを申し上げるようでありすけれども、こういうふうにはやアッパ・カーブであったものをストップさせて、下げカーブに持っていくたというのが現状でありまして、これは第一線の警察官のずいぶん大きな努力だったと思つておるのであります。

しかし、事態はいまだ壊滅などというにはほど遠い状況でございます。われわれとしても、今後長期の作戦をもつてこれを封じ込めていくという気持ちであります。その際には、結局彼らも、人間と金と物と、この三者があつて初めて活動ができるのでありますので、そのうちでも最も重要であります資金源、金の面でいま追及すると同時に、物、すなわちこの場合は彼らのいう武器でありますけれども、この面で追及をいたしてあります。それによつて、何とかこの人員のふくらみを防止したい。ことに若い人たちがこういうものにあこがれていくような状況があつてはたいへんゆゆしいことでございますので、こういうものは許すべからざるものであるという觀念が国民の間に浸透するというのが一番大切だと思つておるのであります。幸いに、そういうような風潮は最近はやや強固の間に浸透したと思つております。

【委員長退席、理事沢田一精君着席】
ただ正直に申しまして、日本を東と西に分けますと、東はわりあいわれわれの計画が進捗しておりますけれども、西はやや出遅れております。今後はこのほうがわれわれとして大きな重点を置かなければならないことだと思つております。

○鈴木壽君 いまのお話の、西のほうが少し出遅れておるといふのは、一体どういふことなんでしょうか。どういふ事情で出遅れたといふふうになた方は見ざるを得ない状況になつておるのかですね。

○政府委員(新井裕君) 私の個人的な意見を申し上げますと、結局西のほうが早く文化が進んで

おつたせいでと思うのですけれども、こういうものに対して、わりあいに経済的な基盤が東よりも強固のようには思われます。したがつて、先ほど申しました三つの要素のうち、金という要素は東より、私も見ておるところによりまして、豊富に思ひます。したがつて、それだけ強いといふことも言えるかと思ひますが、非常にむずかしい問題でございます。

【理事沢田一精君退席、委員長着席】
前に当国会におきましても同じような御質問を受けたのでありますけれども、たいへん個人的なことで申しわけありませんが、そう考へております。

○鈴木壽君 まあ端的に言うとおれですが、そうしますと、あなたがたが、いわゆる暴力団対策として、こ二、三年特に力を入れてやつてきて、あるいは解散とか、あるいは一部のものはもうなくなつてしまつたんだというふうな、そういうような傾向になつてきていると思うのですが、しかしそういう点から見ると、東のほうは何とか効果をあげているんだけれども、まだ西のほうには効果があまりあがつておらぬと、こういう意味なんですか。

○政府委員(新井裕君) 西のほうは、先ほど申し上げましたように強固でございますから、東よりは相当長い期間かかるだろう、こういうふうにしておるわけでございます。

○鈴木壽君 あなたの方、端的に言つて、私も感じますことは、確かに昨年の上半期あたりまでは、相当あなた方は強固に、執拗に、それこそ追及の手をゆるめないうで、どんどんやつておつたような感じを受けますが、最近何か少し手を抜いたわけでもないでしようが、何かこう一段落をしたといふようなことで、安心をしておられるのじやないかと思はれるようなこと、これは私も、いわば新聞とか何か報道されるという幾つかの問題から見てそう感じるのですが、そこら辺はどうなんですか。

果は、資金源というものの対して、主として賭博の非現行犯というものをあげるために、捜査技術が非常に開発されたといふことで、いままで言つてみますと、やれなかつたことがやれるようになったといふことで、非常に伸びたように思ひます。したがつて、いま中だるみでも何でもないのでございます。その当時はなはだしかっただけに、いま何となくじみに見えるといふことでございます。それと同時に、そういう資金源を追い詰められましたので、やはり先方の活動も非常に用心深く、ある意味では不活発になつていくという状況でございますけれども、先ほどから何回も申し上げるやうに、壊滅をしたなどという状況では毛頭ございません。今後ともわれわれとしても基礎資料を十分に把握いたしまして、慎重にシラミつぶしにやつてまいりたいと思ひます。

○鈴木壽君 さつきもちよつと申し上げましたが、銃砲刀剣等の問題でいろいろな事故が起つておりますが、そういう事故については、私は監視せよといふわけではないけれども、いわば黙つて、あるいは何か突発的に出てくるというふうな事柄もずいぶん多いので、問題はこういうものを持つて、いわば暴力ざたといひますか、そういうことで問題を起すのが一番こわいのです。また、けしからぬものだと思うが、そういう意味で、私は今後とも暴力団、あるいはその関係でいろいろなチンピラみたいなものもあるようでございますが、そういうものには銃砲等、そういうものを持たせないようにやる、こういうことが特にこれから注意しなければならぬ問題だと思つております。いまのお話では、手をゆるめないうでやるといふ、こういうことでありますから、けつこうでございますが、ひとつこの点について、なお一そう努力していただきたいと思つております。しかし、これは私の主観でございますが、何か最近そういうことに對して若干手をゆるめるといふほどでもないでしようが、そんな感じを受けるのですが、これはあくまで、とことんまで追及してやつてもらいたい、こういうふうに思ひます。これについて

決意のほどをもう一度お伺いしたいと思います。

○政府委員(新井裕君) 御指摘を待つまでもなく、われわれとしては、暴力の追放は長期の計画といたしまして考えていることとございます。相手が一つの集団を持っております。また、相当継続的に非常な市民生活の中に食い入っておりますものでありますから、十分の用意をしよう、あるいは、ことは悪いかもしれませんが、われわれも十分の戦術を練って、こういうものの組織の最も急所をつくというのを目標にしよう、しかも日常のそういう団体によりまして市民生活に対する干渉による犯罪あるいは事件というものをシラミつぶしに取り締まりをしようというつもりでございます。もしそういうことでわれわれが非常に手をゆるめているという誤解があれば、たいへんわれわれも残念でございます。この機会にそういうことは絶対ない、また、そういうことでなく、努力しつつあるということを御了解願いたいと思っております。

○鈴木善君 これはいまあなたから誤解があると言われましたから、私もそういうことはいいだろうと思っております。これ以上申し上げませんが、ただ、たとえば数年前から暴力追放といつて、大きな看板を掲げてやりました。その間小暴力の追放とか——今度はしかしどうも交通関係の、これはそういう暴力問題とは違つて、また一つの大きな問題なんですけれども、何かときどき看板が、あるいは目標というものが移つてきて、いつか忘れられたんではないか、忘れられたんじゃないかと言つて、ちよつと言ひ過ぎですが、若干重点が移つたんじゃないかと思はれることがあつたんですね。やはり暴力団の暴力事件というものはあるのですから、やはり看板はおろさないで、かけておいてもらいたいと思う。ほんとうを言つて、実際は手を抜いていらつしやらないだらうと思ひますが、何べんも申し上げますように、外部に与える感じなり、われわれが受けておる感じからしますと、そんなふうにも思へるので、これはやはり交通問題とともに、たしか一昨

年かその前ですかね、二本並べた大きな目標としてやつたと思ひますが、それをやはりどこまでも續けてやつていくことが大事ではないだらうか。

これは、われわれ一般の国民の受け取る場合に、たとえば新聞なんかには、暴力団の何々団が解散したとか、どこかへどうなつたとかいうようなことを報じられて、一応安心はしておりますわね。しかし、それが、さつきもちよつと触れましたように、実際は必ずしも解散なり壊滅でなくて、擬装したような形でどこかに、かえつて将来心配なような形で残されておる、こういうこともまた国民は知つてゐるわけなんです。それを一時のようには、暴力団対策云々、こういつた、ああいうかけ声で、これから徹底的にやつてもらへるであらう、やつてもらひたい、こう思つておるときに、いつか、いま言つたような看板がだんだんおろされたような格好になつてきて、実際はあなた方が一生懸命苦勞をして、難儀をしてやつていらつしやるかもしれないけれども、与える印象なり感じというものは必ずしもそうではないというところを私は申し上げたいわけなんです。これはひとつ大臣、公安委員長としてお聞きになつてゐると思ひますが、公安委員長としても、この問題、私はまあさつきも言つたように、決して手を抜いたとか、何とかというところではないだらうと思ひますけれども、どこまでも、それこそ暴力団の壊滅、撲滅までがねばつてやつてもらひたいと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(永山忠則君) お説のとおりにこれが壊滅を期して、さらに一段と構想を新たにいたして進む必要があるというところを、私はこの正月の訓示の際にも申し上げたのでございますが、そのことは、権力主義の警察国家へ進むという考え方よりも、もつとひとつ民間の協力を得て、国民の総意のもとにこれが撲滅をやる。特に各警察署管内単位で協力委員をお願いをいたしておるところもございまして、その細胞化をはかつて、そして一体となつて、明るい住みよい社会を建設するようにやるのが、今年度の最大の目標である

ということを申し上げました。

その理由とするところは、きわめて暴力は潜在化したし、しかも巧妙化してきたのでございまして、取り締まりも非常に困難になつてまいりました。すなわち、経済方面へ強く入つてまいりました。たとえば建設請け負ひ関係の間に入り込んでいつて、あるいは入札、その他の中に威力暴力的な行動でその資金源をかせぎ、さらに芸能関係との結び合ひ、あるいは競輪、競馬等のいわゆるギャンブル関係との関連をも持つとする状態があり、さらにまた、非常に残念なのは、かような婦女子を中心としたしまして管理売春の犯罪が非常にふえてきたというふうな関係、こういうふうな方面で資金源の獲得をいたしておる。これらに対しては、厳に大蔵省に申し入れて、やはり脱税の査察を強化していく。警察がこれを摘発して、ようようのことでこれに對して手をつけるというふうなことは怠慢じゃないか。こういうことがあつて調査が困難なる、むしろ向こうから警察に協力を求めるべきである。警察側のほうで出しておつても、これが調査を遠慮するというふうな傾向が見えることは遺憾であるというところで、現に大蔵大臣にも厳重に申し入れておるのでございまして、この暴力団が潜在化し、巧妙化し、しかも資金方面に非常に強く伸びてきまして、そうしていわゆる社会不安を与えておるという傾向に進展をいたしておることに對しては、厳に徹底的撲滅をやるということが、本年度の警察の目的であるということをお願いしよう。次第でございまして、おこぼの点はもつともでございますので、今後ともさらに厳重に努力して、これが撲滅を期する体制を確立したいと存じておる次第でございまして。

○鈴木善君 警察庁のほうに、ここ三年くらいの間に、暴力団の解散なり壊滅的な打撃を受けたというのが、幾つか新聞なんかにも報ぜられてゐるのがありますが、ああいうような状況について、

ひとつまとめた何か、われわれにも安心させるようなことのできるような資料をつくつていただけませんか。まあ安心させるというのとは、ちよつとことばが変でありますけれども、たとえば、こういうものがなくなつてしまつたとか、こういうものはもう何と云ふか、だめになつてしまつたとか、いろいろ何々組が解散したとか何とか、いろいろなことが言われておりますね。そういうようなことの事実あつたことに對して、そうしてまた、あなた方がそれに対してやつたことに對して、何かこうちよつと——暴力団対策並びにその効果といふんですか、それについてのまとめたようなものはできませんか。

それからもう一つは、地方における最近の暴力団の状況ですね。これはまあ一々具体的に名前をあげることも非常にむづかしいかもしれませんが、こういうことについてひとつ私どもに教へてもらへるようなものをつくつていただければと思ひますが、いかかでございますか。

○政府委員(新井裕君) ただいまのお申し出、一べん研究いたしましたして、御納得のいけるような資料ができましたら、あらためて提出いたします。○鈴木善君 それからひとつ、押収した拳銃の中で駐留軍関係のものがかなり、——かなりといつても、その実数は大きくありませんが、何か年ごと、三十八年、三十九年、四十年と見ると、四十年あたり、上半期だけでもかなりふえておるような傾向があるようにありますが、こういうことで私ども非常に心配するのだが、何かこれに對して駐留軍関係との間に対策について話し合はれたら、こういうことのないようにというふうなことで、何か対策を講じたことがございまして。○政府委員(今竹義一君) お話のとおり、押収拳銃の中で駐留軍関係のものが、昭和四十一年の上期で二十一丁、四十年全体で四十丁というように、四十年になつてふえております。これは四十年において岩田、横田等の基地で多量の拳銃が流れたというところで検査したものによるものでございしますが、この点については、私ども法務省を通じて

して、いろいろと駐留軍関係に、日本の銃砲刀剣類所持等取締法の制定の趣旨、特に昨年密輸罪が創設されたこと、そういうようなこと等、よく先方に伝えまして、そういう法律違反のないように十分な連絡をとっておるところでございます。

○鈴木壽君 この駐留軍関係から流れてくるこの問題は、これはいまに起こった問題じゃなく、ある意味では、最近あまり多くなかったとも言えることだと思えますけれども、しかし、また一面、四十年度上半期でかなり数がふえておるといふようなこと、これはないがしろにできないことだと思ふのですが、そこで向こうのほうにも申し入れて、こういふお話ですが、これは具体的にどういふコースで流れて出てくるんですか、あなたの方のお調べになった点からすると。

○政府委員(新井裕君) この駐留軍の関係は、拳銃のみならず、銃銃等もときどき流れるのでありますけれども、大体は本人といふか、犯人の兵隊が、自分の遊興費はしさに持ち出して、そして売りまくるといふことで、組織的に大きなグループをつくって、継続的に流すというものは、少なくともいままでわれわれの取り締まった限りではございません。大体は駐留軍のそういう基地のあるところ及びその周辺の問題でございますので、現地の警察にとりいろいろ申し入れもいたしますし、なぜそういうものがやすやすと持ち出されるに至ったかといふことにつきましては、日米合同で原因を調査いたしました、こつちからも嚴重に施設その他について、あるいは管理、出納等について申し入れをして、そのたびごとに処置をしております。ただ、われわれ彼らと接して思ふことは、われわれ日本人が思うほどには、あまりこういうものに對して、真剣という少し語弊がありますけれども、差し迫った気持ちでは持っていないのがときどきござい

ますので、それは非常に困る。現にケネディを暗殺した小銃が通信販売でやつておるやうなやういふ困と、日本としては非常に違ふので、そういう実情をよく話をやつております。いま申しま

したように、一般的にはそういう日本の法令を守るといふことは、行政協定その他にはつきり書いてありますので、これを趣旨徹底させることに、現地現地で現実の危険があるたびごとに、新たな現実の危険のありやうなところについても随時申し入れをし、協議をし、また施策を及ぼしておるわけでございます。

○鈴木壽君 駐留軍関係で、こちらからの何かの申し入れなりあった場合、何と言いますか、それに基づいて忠実に——忠実にじゃない、本気になって、流れ出ないやうな措置をやつぱり講じておるんですか、あなたの方の見るところ、受け取るころは、感じとしては。どうも日本人とは多少違ふといふやうなお話があるものですから……。

○政府委員(新井裕君) いま申し上げましたように、行政協定でも日本の法令は守らなければいけない、はつきり書いてありますから、その点については非常に徹底しておると思ひますし、また、いま申し上げましたように、現地で具体的に、私自身も第一線におりましたときに、交渉の経験がございまして、それに対しては非常に真剣に、直ちに改正の措置を講じております。ただ、何といひましても、軍といふものは交代が激しいものですから、これについてはわれわれのほうも油断なく、定期的な連絡も、もちろん、現地の警察もございまして、事あるごとにその点の注意を喚起いたしております。

○政府委員(今竹義一君) 補足して申し上げます。私どものほうで日米合同委員会刑事裁判分類科会等を通じて、先方当方の法律の内容及びその改正を申し入れまして、その内容が先方の部内通達で流れている。十分われわれの法律の内容を部内に徹底している、こういうことを確認いたしております。

○鈴木壽君 徹底しておつても、しかし、かえつて銃剣が流れるといふことになりまして、どつか駐留軍のほうでそういうことに対する取り締まりといひますか、管理といひますか、ルーズな点があ

あるのじゃないかと思ふのですがね。それはひとつ特に念を入れてやつていただきたいといふことを申し上げておきますが、この駐留軍関係から流れ出たといふものが、どういふ所に多く行つておりますか。これはどういふ所で手に入れておるのですか。

○政府委員(今竹義一君) 四十一年の例で申しますと、岩国基地の米軍人から流れ出たもの、これは暴力団員等に密売したものの、事件としてしましては、むしろ暴力団員のほうから捜査して、そうして米軍人のほうから流れたということがわかつたので、それからさらに警視庁及び大分県で四十年六月行ないましたもの、これは暴力団にやはり十五丁ばかり流れているといふものでございまして、もう一件は、横田基地の件、これはガン・マニア等に密売しておる、こういう事例でございます。

○鈴木壽君 これは暴力団で不法に保持しておつたもの、それからこう洗つていって、出所を追及していつて駐留軍から出たのだ、こういうふうなことがわかつたわけですね。その場合に、暴力団と直接つながつておるのか、あるいはまた中に介在する者があつて、そうして暴力団の手に入つておるのか、そこらあたりのルートはどうなんですか。

○政府委員(今竹義一君) 直接につながつておるといふよりも、むしろ基地周辺にブローカーがおりまして、米軍人は、長官のおっしゃつたやうに、遊興費はしさに充つておる。ブローカーの手を通じて暴力団に渡されておる、こういうかっこうになつております。

○鈴木壽君 そういうブローカーに対するあなたの方、何と言ひますかね、取り締まりなり、あるいはチェックをしていくといふやうなことをどういふふうによつておられますか。

○政府委員(今竹義一君) そういうブローカーに対する視察、内偵を絶えず強化いたしておるわけでございますが、拳銃等は特に小さいものでございまして、捜査の実際を申しますと、ある者が不法所持しておる、こういう聞き込みがござい

して、そこから捜査が始まります。そうしますと、私どもとしては、その拳銃がどこから出たか、根源のところまで追及していく。そうしますと、そこから一丁の拳銃が出ただけでなくて、もつとたくさん拳銃が出ておる。その根源まで行きますと、ほかの拳銃がどこへどう流れたか、こういう捜査のやり方をいたしております。

○鈴木壽君 でそれから、捜査のしかたなり、そのブローカーに対して、一体どういふ対策をあなたの方やつていますか。出てきたときに、わかつたときに、こいつだと、こいつブローカーがおつたと、こいつことだけなんですか。それとも常時、そういうことはいま始まつたことでなくて、ずっと長いこと行なわれておるのですから、やはりそういう悪質なブローカー、こいつ者に対して何か対策がなければならぬと思ふのですが、それはどうなんですか。

○政府委員(今竹義一君) いわゆるブローカーあるいは悪質な通訳、そういう拳銃密売の前歴者等につきましては、私ども常に視察、内偵を強化いたしております。

○鈴木壽君 かりにブローカーが暴力団に渡したといつたときに、ブローカーは一体どういふやうな処罰をされますか。

○政府委員(今竹義一君) 本人が所持いたしておりますと不法所持になります。また、所持いたしていない場合でも、不法所持の共犯と、こいつことになります。

○鈴木壽君 でそれから本人が所持しておるときはもちろん不法所持としてやられるでしょうが、いはば仲介役をつとめておるわけですね。その場合には共犯といふと具体的に一体どの程度の罰を受けますか。処分はどういふふうになっておるのですか。

○政府委員(今竹義一君) 拳銃の不法所持につきましては、五年以下の懲役または二十万円以下の罰金と、こいつことになっております。その共犯の場合もこれと同様でございます。

がしがどういふことをした、たとえばいまの共犯といふことでしほつてもいいのですが、共犯のためにこゝういふ刑を受けたというような、具体的な例もあると思ひますが。

○政府委員(今竹義一君) ただいま具体的な資料はございません。

○鈴木壽君 いま名前を聞くとか、何年にどうしたとかいふことを聞けわけではないが、いずれそゝういふことをきかちつとやっておるんでしよな。

○政府委員(今竹義一君) さうでございませう。

○鈴木壽君 そゝういふ処罰を受けて、たとえば刑が終つたとか何とかといつて、またブローカーみたいなことをやつてゐるのがあるやせんか。

○政府委員(今竹義一君) そゝういふ事例は聞いておりません。

○鈴木壽君 むしろある意味においては、そのブローカーといわれるような者が一番悪質だとも言えますね。好奇心で持つていたり、暴力団とかその他、何かそゝういふものから入手したといふことよりも、むしろかえつて私はそゝういふことに仲介役をやる、いわゆる受け渡し役をつとめるといふ、こゝういふのが一番私はひどいことをやつてゐるものだと思うのですが、こゝういふ点も少し何とかあれですかね、処罰その他取り締まりにおいて考えるところはございませんか。

○政府委員(新井裕君) ただいま申し上げましたように、法定刑となりますと、共犯も共同正犯であれば、正犯と同じだけの処罰を受けます。いまはつきりした資料を持ち合わせておりませんけれども、不法拳銃を所持してどのくらいに処罰を受けてゐるかといふことを、実は数年前にも裁判の判決をとつてみたことがございます。常時は私のほうに来ておりませんので、ときどきそゝういふことで調べておるのですが、われわれが考えておるより案外軽い刑でございませう。不法所持した者自体もそゝう重くはございません。したがひまして、いま御指摘のように、この次までに、その資料を、さがせばあると思ひますから、お答え申し上げますけれども、それほど大きな処罰を受けていない

といふのがおそろく実態ではないかと思ひます。

○鈴木壽君 いまの刑法なり刑の定め方からいって、やむを得ないといふようなこともあるかもしれないが、やはり私は、こゝういふものをなくすために——こゝういふものといふのは銃砲等の不法所持及び仲介役をやつて、ブローカーのようなことをしてゐる、こゝういふ者に対してはやはりきちつとやらなく、これはいつまでたつてもなくなりませうね。これは一丁について、たとえば拳銃についてどれくらいもうけるのかわかりませんが、いずれにしてもそのもうけはともかくとしましても、やる行為そのものは私は許せないと思ひますね。ですから、これはひとつあとでどの程度の刑なのか、もし資料ができたらお見せいただきたいと思ひますが、こゝういふ問題についてもう少し考えていく必要があるのではないかとこゝういふに思ひますね。

それからあのフィリピンのセブ島ですか、あの密造の問題、だいたい大きな問題となつて、あなたの方のほうからもフィリピンに実際に人が行つたやうなことがあつたやうでございませうが、その後あれはどういふふうになつてゐますか。心配ないやうな状態になつておるのかどうか。

○政府委員(今竹義一君) 最近では若干フィリピンからのいわゆるCRS拳銃、これの密輸入は若干数は減つておりますが、まだ油断のできる状況ではない、こゝういふ状況であります。

○鈴木壽君 そゝういふルートはどういふふうに入つてくるのですか。

○政府委員(今竹義一君) フィリピンのCRS拳銃についてみますと、日本人あるいは外国人の船員等がフィリピンに寄りまして、そゝうしてそれを買つて日本に持つてくる、こゝういふ格好であります。しかし最近の拳銃のこゝういふ密輸の形は、そゝういふもののほかにエールフランスの機長のケースのように、アンカレジその他北米から買つてくるといふ、あるいは山姫丸のように北米方面のほうから買つてくる、大体アメリカからくるものといふフィリピンからくるもの、これが大多数で入つて

くるものでございませう。

○鈴木壽君 あなたのお話で、話が飛びますが、エールフランスの機長が相当の拳銃を持つてきたといふことを新聞なんかで見えておりますが、それが全部のあれですか、持ち込んできた拳銃の数なり、あるいはそれがどういふふうになつて流れたのか、どれほどあなたの方の手に押収されたのか、そゝういふ、全部最終的まで、結末つくまであなたの方やつておられるのですか。

○政府委員(今竹義一君) 密輸されました拳銃の数はこのくらいである、こゝういふことがわかりますと、それを完全に押収するまで努力いたして、幸いにエールフランスの場合は百七十七丁密輸されまして、百七十七丁全数押収いたしました。しかし中には努力いたしておつても、そゝう参らないものがございまして、山姫丸、山姫丸の場合には四十九丁密輸されておるのでございませうが、うち四十九丁押収した、こゝういふ状況でございませうが、引き続き努力いたしておるところでございませう。

○鈴木壽君 いま四十九丁のうち——四十九丁入つたといふことがわかつておつて、四十二丁押収されておる。もう八丁ありますね。これのいま行くといひますか、追及しておられるんでしょうね。

○政府委員(今竹義一君) さうでございませう。

○鈴木壽君 私は日本の銃砲刀剣等に対するいろいろな問題が起こつており、それに対処する対策として、いろいろ法律改正なり、取り締まりの面でのそゝういふものももちろん必要ですが、問題はもつと、実際の問題として一体どう取り締まつて、あるいは入つてこないやうに、入つてきたものを的確につかまえるやうに、持つておつたやつはただで済まされぬと、こゝういふやうな取り締まりの面のそれに私問題があるんじゃないか。これはあなたの方のやり方は、私諷刺しているんじゃないんですよ。そゝういふ意味でなしに、非常なむずかしい問題ですからね、こゝういふ点にやっぱりもう少し、私ども外から見ても、より一そゝうの力を入れなければ、法律改正をして、所持す

る人の年限をどうするとか、その条件をどうするとかいふ、そんなことよりも、もつと私は大事な問題だと思ひますがね、長官どうでしよ。

○政府委員(新井裕君) 御指摘のように、いかに法律を厳重にいたしてしましても、われわれの追及の方法がまずければ一向に実効はあがりませう。したがひまして、われわれといたしまして、銃がどういふうぐあいに使われておるのか、どういふふうな国民の間に行き渡つておるのか、そゝういふやうな実情を十分に掌握すると同時に、現象面においてこゝういふものが使われる場合に、直ちにその根源をつく捜査しなければならぬと思つております。たいへん正直に申し上げまして、この数年はその根源をつく捜査につきまして、われわれも相当技術が開発されまして、ある程度追及ができるやうになりましたけれども、前にはそゝういふ点で、私自身やつておりましたも、不本意な場合がすいぶんございまして。国民の期待にほんとうに沿ひ得たかどうか、私どもとしても非常に残念に思ふ事案がときどきございまして。こゝういふ問題は、確かに法律改正と相まつて、われわれの捜査体制あるいは捜査技術、それから実情の掌握といふことについて、今後とも絶えず努力していかなければならないと思つております。

○鈴木壽君 これはいま私申し上げたやうに、あなたの方何をやつていないとか、やつてゐることがけしからぬとかいふ、こゝういふ気持ちには毛頭なくて、非常にむずかしい問題で、それぞれ苦心をしてやつておられると思ひますが、しかしさらに、私やつぱりこの問題については、あなたの方の体制の上からいつても、いろいろまた技術面からいつても、方法の上からいつても、これを強くやつていつていただきたいと思ひますがね。これはたとえばアメリカなんかに行くと、拳銃なんか、ほんとに自由と言つちゃ悪いけれども、簡単に手に入りませうね。それからまた、いまお聞きしたやうに、たとえばフィリピンの密造の拳銃、こゝういふやうなものもおまだいまま入つてきておる。そゝういふのに手を——何といひますか、それが

まあいろいろな形で日本へ入ってきて、暴力団なり、その他困るようなところに持ち込まれる。たとえばセブ島の密造の問題でも、フィリピンの政府とだいい話し合われて、向こうでも協力してやってくれたというのを当時報道されておりましたので、何かもつとそこの密造の場所に対する——これは日本のあなたの方の手ではできませんけれども、向こうで的確なそれをなくするような手を打ってもら。それからまた、かりに出たものについて、日本の船員が簡単にやっぱり持つてくるのです。ここらあたりに私、やっぱり問題があると思うのですが、ですから、そういうやはり全般的にいろいろ問題があるので、これをただ国の中で持つておる者けしからぬとか、取り締まるとかいうことだけでなしに、やっぱり広い、いろいろな立場、あるいはいろいろなルート、こういうものについての確に手を打っていくということが私必要ではないだろうか、それなしには、これはいつまでたつてもなくならぬことじゃないだろうかと思うのですが、特に外国との関係、これはいろいろ出てきますから、そういうことについて何か具体的に手を打つておるといふようなこと、どうですか。

○政府委員(今竹義一君) 昨年、拳銃の密輸入罪が創設されましたので、この機会に、まず諸外国の警察の関係でございすが、メキシコで開催された国際刑事警察機構の総会におきまして、私どもの代表から、日本ではこういうふうな法律になっておるので、日本人には拳銃等売らないでくれ、こういう要望をいたしておりました。なお、日本の法律の趣旨はかなり諸外国にも徹底されておりました、昨年の山崎丸、山姫丸の検査は、カナダの警察からの情報連絡によるものでございします。

なお、いま開催いたしております東南アジア諸国の麻薬セミナーにおいても、この拳銃の問題を取り上げまして、私も日本の法律の趣旨をよく関係諸国の代表に説明いたしておる、こういうこと、どうですか。なお、米軍に対して、法律が改正になったから、その旨を周知してもらいたいというところは、いまさつき申し上げたとおりであります。さらに運輸省を通じて、船舶及び航空機の乗員の関係に、拳銃輸入の罪ができたというのを昨年、周知徹底いたしました。

○鈴木壽君 大臣、いま私申し上げました、たとえばフィリピン政府との間に何かその後これらの問題の解決のために、突っ込んだような話し合いなり、あるいは協力要請なりというふうなことがございしますか。

○国務大臣(永山忠則君) 直接大臣としては申し入れておりませんが、事務当局のほうにおきまして、十分向こう側と協力態勢について折衝を進めておるものであると聞き及んでおるのでございします。なお、今後におきまして、日米合同委員会その他の国際刑事関係あるいは麻薬関係等の国際会議等で十分ひとつお説のような点を強く申し入れまして、協力方をお願いいたすように努力をいたしたいと考えております。

○鈴木壽君 あなたの方のお調べになったのを見ますと、押収された拳銃等の出所が明らかでないというふうなものが相当な数にのぼっておりますが、これはやはりなかなかつかめないわけなんです。

○政府委員(今竹義一君) いろいろと出所を追及いたしておるのですが、どうしてもつかめないものが相当あります。

○鈴木壽君 これは心配ですね、こういう数があるというところは、たとえば駐留軍から出たものとか、あるいは密輸関係で出たものとか、いろいろ出所のわかるものはそれに応じた対策も考えられるわけなんですけれども、どこからどう入つてきてどういふふうに出たのか、かわからぬ。これじゃ始末に負えないわけですね、対策をとらうとしても、これはやはり実情はどう調べてもわからぬと、こういうことなんではないでしょうか。第三のルート、第四のルートが別にあるわけになるのです、こうなりますと、そこら辺どうでしょう。

○政府委員(今竹義一君) おっしゃるとおり、対策を立てるにいたしても、また、いまさつき御説明いたしましたように、根源に、出所にさかのぼって、そして出所からさらに流れておる拳銃を追及する上からいたしても、この出所の追及というところは非常に重要なことでございします。どうしてもそういうことで、できる限りの追及をいたして、さらにそれから他へ流れたものも追及いたしておるわけですが、遺憾ながらこれだけの数しかつかっておりません。

○鈴木壽君 これはたとえ私が所持しておったものが見つかつた。そうすると——あなたの方、これは例です。私には言わない、あなたの方は私を調べて、私は言わない、こういうことなんです。どこから私が手に入れたのか言わないとか、こういうことなんです。それで出所がわからぬと、こういうことなんです。もちろん、いろいろあなたの方としても、調べる側としても探案をしていくでしょうが、端的に言えば、そういうことからどうしてもそれがつかめないということなんです。

○政府委員(今竹義一君) そういう場合もございしますが、むしろそうではなくて、だから買った、だから買ったと、こういふことで、買った相手とこのだれかわからない、こういう者から買った。そのために、そこから上をどうしても追及していかない。このケースが大部分でございします。なお、この出所の追及のことについて一言御説明いたしますと、昭和三十七年当時押収拳銃三百三十三丁のうち出所不明が二百九丁、大体三分の二までが出所不明であつたのでございします。

昭和三十九年の場合を申し上げますと、七百九十二丁のうち三百五十五丁——半数、三分の二まで出所不明であつたのが、大体半数以下のところまで出所不明が下がつた。それだけ出所の追及が徹底いたしております。さらに、四十年の場合には、九百五十丁の押収拳銃のうち五百四十四丁が出所不明、大体半数ぐらゐといふところまで追及

いたしている、こういう状況でございします。

○鈴木壽君 いまお話しになったように、三十九年度には七百九十二丁のうち三百五十五丁が出所不明、四十年上半期は五百四十丁のうち二百九丁が出所不明と、こうなつておりますが、大体半数、それに近い数、それが不明になつてゐる。ですから、私心配なのは、そういうふうに出所の不明なもの、一応それでも押収したということにおいては効果があつたのでありますが、対策を立てる場合のことで、出所がどうなつてゐるのかわからぬといふようなことが私はやはり心配なこととしてあげることができると思ひます。また、そこに一つ、これら銃砲等の取り締まりの全般についてのどこか目の届かないところがあるのじゃないか。一生懸命いろいろやつていらつしやるにもかかわらず目の届かないところがやはりどこかあるのじゃないかといふような心配を持します。といつても、出所不明だからやむを得ませんが、あなたの方としても頭の痛いところでしょう。どこからどう来たのかかわからぬ。できるだけ先へ先へと追及していつて、ここから来たのだということがわかれば、何べんも言うように、それなりの対策も立つわけなんです。ところが、どう来たのか、どういふルートでどういふ手を経てきたといふようなことが一切わからぬといふふうになりますと、打つ手がなくなります。

○政府委員(今竹義一君) いま申し上げましたように、出所の追及といふことに努力をいたしまして、昭和三十七年当時よりは三十八年、三十九年と向上いたしてゐるわけですが、どうしてもだれかわからぬ人から買った。だから買ったのかかわからない。その住所氏名等を知らないというケースの関係上、そこで追及がとまる。しかし、私どものほうでは、その住所がはっきりし、刻印がはっきりしておれば、さらに製造会社、たとえばベルギーの会社でありますと、その製造会社に聞きまして、そしてそれが一体どこにどう売られてどう入つてきたのか、そこのほうからも追及して、ときにははるく結びつきそうになる

こともあるのです。どうしても途中のところではわからない。所持者から追及して、ぼつんと切れる。会社のほうから追及して、途中でわからない。この間を検討してもつながらないというケースがあります。ただ、そういうことで、一丁の拳銃があつて追及してまいる。一丁だけ持つてきて売つたという場合よりも、むしろ数丁持つてきて、ある者にその一丁を売つた。追及していきまして、五丁入つてきた、そのあと四丁がどつたかというのを追及してまいるわけでございますが、お話のごいまだた対策を立てるという面から申しますと、大体駐留軍関係、あるいは密輸、あるいは旧軍人、あるいは手製というよりな、大体この四つの範疇に入る、かように考へております。

○鈴木壽君 それはもちろん日本でいま考えられるところは、駐留軍関係とか、あるいは密輸、あるいは旧軍人関係とか、日本の旧軍隊のものとか何か、そんなものしかありませんから、それはそれなりに考えられるのだが、一体それがどういふふうなことでというふうなことでつかまないうことは対策は立たぬでしょう。困つた問題だと私思いますが、さればといって、これはまあすぐどうというところにもならぬ問題ですから、まあひとつ要望したいことは、いま言つたようなことも含めて取り締まるということに対しては、ほんとうにより一その努力と、それからいろいろな方法を考へていただいて、さつき長官からお話があつたように、いろいろやり方についての方法的な開発をやつていただいて効果をあげ、また国民を安心さしてもらうようにやつていただきたいという、こつちの気持ちからいま聞いているわけなんです。

それから、その問題、一応そのくらいにしまして、最近の銃砲等による事故に、何といひますか、精神の正常ならざるおきましようか、異常というのか、精神の正常ならざる人たちによる事故がかなりあるように見受けられる。ふだんはたいして變つたというよりな人で

はないけれども、しかし、いろいろ調べてみると、そういう人だつた、こつちの問題、これは、私まことにおそろしい問題だし、重大な問題だと思ふのですがね。こつちの問題に対して、あなたの方、事故の一つの原因として精神の異常——正常でない人たちによつて起こるもの、あるいはそれに対する対策、こつちのことをひとつどういふふうに考へておられるのか。私が言つたようなことが、むしろそんなことはないんだ、心配しなくてもいいんだというふうにおつちやられるのか、そこら辺ひとつ考へ方をお聞きしたいと思ひますがね。

○政府委員(新井裕君) 御指摘の事件が去年、たいへん数が多いとございせんけれども、意外な傷害が起つたので、総理府令を改正いたしました。今後所持許可をする人は、お医者さんから精神状態が間違つていないという証明書を出さないとこつちのふりにきめました。これは、去年の七月からでございせんから、それ以前のものについてはさうでございせんし、また、おそろくお医者さんといふことで一般的にきめておりますので、必ずしもそれだけで十分であるとは言へないとは思ひますが、精神の關係の専門医がおりますので、数多くございせんので、やや妥協的でございせんけれども、お医者さんにおまかしく見てもいいなさい、見て、この人はおかしくありませんという証明書を持つてこなければ上げませんよといふところまでは一応こつちのつたわけでございます。

○鈴木壽君 私、そのお答えの前に、もう一つ、私が言つたやうなことで、あなたの方としても、これに対してはやはり考へなきやならぬといふやうなことにいつてどうかといふことをまずお聞きしたわけですが、まあ、しかし、お答えからしますと、これは何か手を打たなければならぬといふやうなこと、医師からの精神に異常がないという証明書ですか、診断書ですか、そういうものがなければいかにぬといふふうには総理府令を改めた、こつちのやつでしたが、こつちのことなんです。

○鈴木壽君 ところが、医師の診断書といつても、さうすると、去年の七月からはみなさういふふうな診断書で——診断書といひますか、証明書といひますか、それで全部今後所持する者は出して、やつておるんですね。これでどうでしょう。効果といひますか、あなたの方の期待したやうな心配なく出てきますか。

○政府委員(新井裕君) 実はこれ、この前の衆議院の地方行政で道交法の運転者の免許についても御質問がございまして、私も悩みの種でございまして。と申しますのは、われわれしつうとなものから簡単に診断がつきさうだと思ふので、すけれども、いざ正確にある権利を与えるかどうかといふことであります。たいへんな精神鑑定に手続が要る。最小限度見積つても、金額にしても一万円近い金がかかるというところでございます。もしこれをほんとうに精密に行なへば、と目にもかかるといふところからいへば、ややさういふ意味では妥協的と言へば妥協的、鈴木委員の御指摘のやうに、これはお前全然一〇〇%安心とおつちやられると、どうもさうでございまして、言ひたいところがございます。い

わんや、現に所持許可をしておる人たちにつきましては、今度この法律の改正案が通りますれば、許可の更新がございせんから、そのたびごとにある程度チェックはできるのでございせんけれども、それまでの間は、現在所持許可を持つておる者についてはまだまだ安心がでない状況でございまして。私はこれはお医者さんにも少し奮起していただいて、もう少し簡便で、しかも的確な診断方法の考へていただいて、ほんとうにむずかしいものについて少し手数をかけて診断をして、さうして一〇〇%安心である太鼓判を押して、さうして、許可してというふうに進んでほしいといふことを個人としては希望いたしますけれども、現状はさういふところでございます。

たように、医師の診断書なり証明書というやうなものでもやるしかないと思ひますが、ところが、實際、これもあなたのことばの中にありましたやうに、いわゆる精神科——精神のことについてのお医者さんといふのは、特にいかにやつた場合には、これは不足してゐますね。そつちのお医者さんから一応それはできるかもしれないけれども、しかし、この問題といふのはさう簡単ではないやうです。その診断といふことが、正常な人だと思つて何年もつき合つておつたものが、いやこつちの人であつた、あとから、何か問題を起こしてからわかるというやうなことなんかござい

ますから、なかなかこれはむずかしい問題だと思ひます。ですから、それをお医者さんが、たとえば、ほくが行つて、今度銃砲持つのだがひとつといふやうなことで行けば、おそろく簡単に書いてくれると思ひますが、お前は正常だといふ証明といひますか。ですから、どうもそこにも安心できないものが一つあるわけなんです。これは交通違反の事故を起こす者の運転者の精神状態、これも同じやうなことなんですけれども、これはほんとうに頭の痛い問題だと思ひます。私は、いまの世の中で、たとえば銃砲等を所持しておるあるいは刀剣を所持しておつても、さうむ

ちゃに振り回して事故を起こし、害を与えるといふやうなことを一般の人にはそんなに心配する必要はないと思ひます。問題は、やはりいま私の言つておる、いわゆる正常に見えておつてどこかに異常性を持つておるといふやうな人、おそろしいのはこれだと思ふのです。若いから必ずしもどういふことでもない。所持すべき許可の年齢がたとえ十八歳だからいけなかつた十九歳だからいけなかつた二十歳でなかつたといふやうなことでなく、むしろ精神状態がどうなつてゐるかといふことだと思ひます。これは、いま申しましたやうに、なかなかむずかしい問題であり、しかも、ほつちのおけない問題になつてゐると思ひますが、もう少しこれは検討しなきやならぬと思ひます。いまの状態では、かりに診断書なり証

明書なりというよりなことがあつても、ほんとうのところは見のがされた形で、だれでもが持てるようなことだと思ひます。これは何とかやほりの確にチェックする方法、あるいはまた、持つておつた者でそういうものが出た場合にはいち早く措置をとる、こういうようなことを考えていかなければ、いろいろな事故等は私にはなくならないと思ひます。また、国民の不安というものもなくなるといふようなことではないと思ひます、この点ひとつお考えをいただきたいということで、次回にまたこれに關連して多少お聞きしてまいりたいと思ひますが、きょうはこの程度でひとつ。

○原田立君 拳銃あるいは銃、空気銃等の取り扱い方が粗末で、事故を、死人を出したとかあるいはけが人を出したとか、そういうふうな統計はございませうか。去年は何件くらいですか。

○政府委員(今竹義一君) 昭和三十一年の場合、銃が百八十三件、空気銃が四十九件、その他の銃が十九件、合計で二百五十一件、こういうことになつております。

○原田立君 その中で、先ほど鈴木委員から何度もお話のある暴力団関係の事件とそれからいわけ一般の事件とではいかがですか。

○政府委員(今竹義一君) 私ただいま御説明いたしましたのは、事故の件数でございませう。事件について申しますと、拳銃関係の事件が昭和三十一年の場合九十四件、銃関係の事件が七十四件、空気銃が三十七件、その他の銃が十四件ございまして、合計二百十九件でございませう。この事件と申しますのは、殺人、強盗殺人、強盗強姦、強盗傷害、普通強盗、強姦、傷害、恐喝とこれだけの罪種の犯罪に使用された銃の事件でございませう。御質問のうちどれだけが暴力団関係かということについては、統計の中からこれを判定することが困難でございませうが、参考までに暴力団からの銃の押収状況を申しますと、昭和三十一年の場合が拳銃が五百五十二丁、銃が三百七十四丁、こういうことになつております。

○原田立君 問題は、今度一般的に法規制をする

よになつていくんで、いまお話をあつたように、一般の人はそんなにこわいとは思はないんですよ。問題は、暴力団とか精神病者とか、そういうところが一番問題点だと思ひます。そこをやつぱりしっかり掌握してもらいたいと思ひます。すね、それで、今年年齢の引き上げ等がありますけれども、十八歳十九歳、そういうような年少者の事故等は多かつたんですか、少なかつたんですか。

○政府委員(今竹義一君) 事件事故を起こした銃、空気銃の所持許可者の年齢の状況でございませうが、昭和三十一年の場合、所持許可を受けている未成年者の事件事故は七つ、所持許可を受けている成年者の事件事故は二百二十二、これを所持許可を受けている数で割つてみますと、その比率は、未成年者の場合は二%、成年者の場合は〇・四%、こういうことで、未成年者の事件事故が比較的多かつた。空気銃については、未成年者の事件事故が四件、成年者の事件事故は三十五件といふこととございませう。このほども、所持許可の件と比較いたしますと、成年者より未成年者のほうが多い、こういう状況でございませう。

○原田立君 それで中身でやつとお伺ひしたいんですけれども、今度講習をなさるようになっておるんですが、講習は何日間おやりになるんですか。

○政府委員(今竹義一君) 一日でございまして、法令の知識を二時間、取り扱ひの知識を二時間、その考査と申しますか、試験と申しますか一時分間、全部で一日で四時間行なう予定にいたしております。

○原田立君 もちろん、銃を知悉している人が受けるんですから、四時間くらいで十分間に合ふだろうと思ひますが、何となしに不安な感じがするんですが、この講習を受ける人はどんな人でもよろしいんですか、精神異常は別にして。

○政府委員(今竹義一君) 講習を受ける者は、銃、空気銃の所持許可を受けようとする者でございまして、受けようとする者であれば、一応講習

は受けられる、こういうことでございませう。

○原田立君 何かそこに特殊な基準なんかつくると、いろいろな問題になるんですか。たとへて言へば、先ほどから問題になる暴力団の若いとか、あるいはちよつと札つきの不良青年なんか非常にガンマニアだ、ぜびガンを持ちたいといふことで来た場合にこれはどうなるかといふことをお聞きしたい。

○政府委員(今竹義一君) それは講習の段階でチェックいたしません、講習を受けた者があらためて銃の所持許可を申請してくるわけにございませう。その所持許可の段階においてチェックいたしまして、たとえば暴力団といふようなものの構成員でございませうと、許可の基準の「他人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがある」と認められるに足りる相当な理由がある者といふことで、許可の段階で不許可処分にする、こういうこととございませう。

○原田立君 よくわかりました。そのところはひとつよく注意して法の施行はやつてもらいたいと思ひます。

それから、この中に五年で更新するといふようになっておりますけれども、この五年の更新といふのはどういふふうな基礎で置きめになつたんですか。

○政府委員(今竹義一君) 更新については、他の立法例でも、三年、五年、その他いろいろ分かれておるところでございませうが、このたび銃、空気銃につきましてそれを五年としたのは、その所持許可を受けた本人の身体的条件が變つていないかどうか、それから、許可を受けた銃、空気銃の構造、機能が變化をしていないかどうか、こういう点でございませう。大体対人的な許可の場合には三年という更新の期間が多いようございませうが、銃、空気銃の場合は対人のほかに対物——物の變化といふ点もございませうので、五年が適當である、かように考えたわけにございませう。なお、現在約八十八万丁の銃、空気銃がございま

して、これを分けて更新を行なつていくといふことで、いろいろな事務量その他も勘案いたしてみますと五年が最も適當である、かように考えた次第でございませう。

○原田立君 どうもその五年が最も適當だといふところがきつりしないんですが、外国等において銃所持の規定あるいは更新、それは何か参考になるようなこととございませうか。

○政府委員(今竹義一君) イギリス系の立法例がこの更新制をとつておるのでございませう。私も承知いたしておりますところでは、英本國及び香港も同様でございませう。その場合の更新制は三年の更新をとつておるようございませう。

○原田立君 この前今竹局長さんに少しお伺ひしたのでありますけれども、日本の国内においても三年更新にするといふような意見も一部にあるように聞きました。また、世界的な權威あるそういう規定上からいへば三年であるといふのに、日本だけどうして五年にしよつたんですか、そのところがきつりしないんですが。

○政府委員(今竹義一君) 私ども立案の過程におきまして、三年が適當であるか五年が適當であるかといふことについて慎重に検討を重ねてまゐつたのでございませうが、この銃、空気銃の更新については、それが許可を受けた人の身体条件の變化、それから許可を受けた物の構造、機能の變化、この両方を見るものである、そういう点から申しますと、三年の必要はない、五年で十分である、また五年が最も適當である、かように判断した次第でございませう。

○原田立君 それはそういうふうな判断なさつたといふならけつこうでなければ、いまの世の中はどんどん進歩發展しているんですし、いまの一年間は昔の百年ぐらゐに通ずるような進歩發展をしているんですから、銃関係だつて非常な發展をするだろうと思ひます。まあ世界的に、イギリスあたりで三年でやつておるならば、むしろそれは三年でいいんじゃないですか。そのほうが考え方としては妥協性があるように思ひますが、ど

うでしよう。

○政府委員(今竹義一君) 繰り返して申すようにでございますが、所持許可を受けました銃銃そのものの構造、機能というものはその変化をいたしません。また、現在の銃砲刀剣類所持等取締法の中でも、いわゆる検査という制度がございます。まして、在来もこの規定によりまして一斉検査その他の随時の検査をいたしておるところでございます。そういう検査がございますので、更新制をとるといふ場合には三年の必要がない、検査とあわせて更新制をとる場合五年が最も適当である、かように判断した次第でございます。

○原田立君 それではその問題はそれとして、法の説明の中に例外措置というようにことがきめられておりますけれども、これはこういう例外措置を講ずるんでなしに、全部有資格者というようになされたほうがいいんじゃないですか、逐条説明の第一のその一、二です。

○政府委員(今竹義一君) 御質問は、銃砲の所持の一般禁止の例外について合理化するための第三条第一項の改正の点だと存じますが、これは、現在の銃砲刀剣類所持等取締法は、まず銃砲刀剣については一般的に所持禁止ということを三条に規定いたしております。そして、特殊の場合に四條の銃砲等の許可あるいは第十四條の刀剣類の登録、こういう法のたてまえをとっておるわけでございます。そこで、そうでございますが、この三条の中でいろいろと例外例を設けておまして、たとえて申しますと、一号の、「法令に基き職務のため所持する場合」、あるいは二号の、「国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、又は公衆の観覧に供するため所持する場合」等の例外例を設けておるわけでございます。このたびの案で、銃銃、空気銃の取り扱いに関する講習会を行なう、かように考えておりますので、講習会で警察職員が所持するような場合、これもこの一般禁止の例外に考えたい、ちょうどこの現在の第二号の、「試験若しくは研究のため、又は公衆の観覧に供するため所持する場合」と同じよう

なケースであるので、例外として規定いたしたい、かように考えておるものでございます。

○原田立君 でそれから、こういう例外措置を講じて、都道府県の警察職員はこういう講習なんか受けなくても所持することができるとか、あるいは講習会の講習に従事する都道府県の職員も同様に講習なんか受けなくてもよろしい、こういうふうな例外措置でしよう、これは、ですから、そういうような例外措置はむしろ許さないで、拳銃、銃銃等なんかはむしろ凶器の部類に属するんですから、だから、もっと厳正にする意味においても例外措置は不要じゃないか。どうしてこんなことを言うかという、たしか去年一月日は忘れしましたけれども、警官で拳銃を自宅に持ち帰って、それでうっかり間違つて同僚を射殺したというような事件がありました。そういう意味で、こういう例外措置なんかはむしろやんないほうが綱紀の肅正ということになるんじゃないかと、こういうところの考えから申し上げるのです。

○政府委員(今竹義一君) ただいま説明で申された場合は、三条の第一項一号に、「法令に基き職務のため所持する場合」に該当する場合だと思ひます。現行法では、そういう法令で職務のために所持する場合、あるいは二号の、「国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、」等で所持するような場合には、第四條の許可を要せずしてそういうものを持てる、こういう規定になっておるわけでございます。そこで、こういう例外規定で持てるものについて、そういう銃砲の扱いの知識の講習の問題あるいはいろいろと更新検査等の問題があるわけでございますが、まず講習について申しますと、そういう法令に基づき職務のために所持するような職務等につきましては、十分に銃砲の取り扱い知識についての教養、訓練をするというように、それぞれの官庁の内部規定で定まっておるところでございますので、その必要はないんじゃないかと、かように考えております。それから、更新の点につきましても、それぞれ物品管理法等によって物自体が十分に管理

されておりますし、また人的な面でもいろいろ服務規律等によって十分に管理されておるところでございますので、現在のような三条一項の事例については例外的な扱いをしてしかるべきものと、かように考えておるわけでございます。

○原田立君 それでは、その第一のその二のところで、「銃銃等販売事業者または捕鯨用標識銃銃等販売事業者」、その業者ですが、これらが、「没収した銃砲を競売等の方法により業務のため譲り受けた場合」、その所持の許可を要しないことにしたというのですけれども、このところは、こういうことで弊害はございませんか。

○政府委員(今竹義一君) 従来、こういう銃銃等販売業者または捕鯨用標識銃銃等販売業者等が裁判で没収された、あるいは公安委員会が没収された銃銃等について払い下げを受ける場合でございますが、そういう場合に一々所持許可の手続を要することになっておつたのでございまして、これらの業者については平素から十分な行政的な指導監督が行き届いておるところでございますので、かような規定を設けても弊害を生ずることはないと、かように考えております。

○原田立君 いまの重ねてお聞きするようですけれども、銃砲店のやみで横流ししたなんという、そんな事件は過去に一例もありませんか。

○政府委員(今竹義一君) 銃銃の製造業者が横流しした事件は、昨年一件ございまして、銃砲店の横流しという事件の例は聞いておりません。

○原田立君 まあないことを幸いとしますので、あれども、それがまあ今後そういうようなことがあつてもありません。ただ、ここでこの所持について許可を要しないというにしておられますけれども、これはある程度定期的な検査ですね、あるいは届け出の義務制とか、そういうようなことはなつておるのですか。

○政府委員(今竹義一君) 現在の法律によりまして、そういう銃銃の類を業者が売る場合には、所持許可証を持つておる者でないと売ってはならな

い、こういう規定がございまして、所持許可を持たない者に売るといふことはできない、こういうたてまえになっております。そういう銃砲店等に立ち入り検査ができるか、あるいは定期報告を求めることはどうかという御質問でございますが、そういう権限はいま警察にはございせんが、横流し等のことがあれば、いま申しました法律の違反として捜査する、こういうことになるわけでございます。

○原田立君 警官の拳銃の保持ということで法律をこの前調べてみたのですが、あまり法律では、どこでどういうふうに保管して、修理してというふうなことははっきりしておりませんけれども、これは何か内部規定ではっきりしておるのですか。

○政府委員(新井裕君) 警察官の拳銃の所持の規定は、警察法に小型武器を使用できるというところがございますが、中の保管その他は内部規定で厳重に、詳細にきめております。

○原田立君 いろいろと調査したり何かするときに、要するに、銃砲等の不法所持等がないかどうかというところで調査するときに、相手の人のところへいろいろと調べに行つた、その場合に、そんなものは持つてないかと断られた、そのまゝ、はあそうですかと言つて帰つてくることはないだろうと思ふのですけれども、そのあと一体どういふふうにするのかというのが一点と、それから、ひとつ意見としてつけ加えておきたいのは、不幸にして一般民家です、それが何かの關係で持つておつた、制服の警官がどかどかと行くと、特になかなかはいへん精神的な打撃を受けるわけなんですけれども、そういうような実際のやり方等についてどんなふうになつておられるのか、この二つ。

○政府委員(今竹義一君) 銃砲刀剣に対します現在の規定は、「(検査)」という条項が十三条にございまして、これは、都道府県公安委員会は、その所持が適正に行なわれているかどうかを調査する必要があると認めるときは、警察官に、あらかじめ日時及び場所を指定して、所持をする者に対して

許可証の提示をさせるとかあるいは質問をするとか、許可証を検査することができる。こういう規定でございませう。これはあらかじめ日時及び場所を指定して行なわれるものでございませう。それ以外の規定はございませう。それ以外の面につきましては、銃刀法の違反になる場合、刑事訴訟法の手続に従ってこれを捜査する、こういうことになるわけですが、お話のございました人権を尊重することは当然のことでございますので、私も心掛けておるところでございます。

○原田立君 事故というものは、あるべからざるところで発生するのですし、全然起きないだろうと思つたところで起きる、そういうのが事故だと思ふのです。それで、どうかひとつ今後そういう不注意による事故の発生等がないように、その点はひとつ嚴重に御注意願ひたいと思ふのです。

それで、最初の話にちよつと戻りますが、講習は一本受ければあと次々とただ更新の事務だけで永久に許可制のような形になっておりますけれども、これはもう少し強化したほうがいいんじゃないかというふうな意見があるのですけれども、これは長官、いかがですか。

○政府委員(新井裕君) 講習の効果につきまして先ほどちよつとお話がありました、どうも原田委員の御質問と保安局長と平行線であつたようでありましたが、さっきの第一は、警察官といえども銃銃を持とうとすれば講習を受けなければならぬのでございまして、この特例というものは、教官になつた者が、自分の名前がなく、銃銃を使つていろいろな物品の説明や何かするときは許可がなくともいいよというだけの規定でございませうから、誤解のないようにお願ひしたいと思います。ただいまの講習の効果は永久的でございまして、いま申しましたように、たいへん簡単な講習でございませうので、一本講習すれば十分であるといふたてまえから永久許可、一生その講習の効果は続くといふたてまえでございませう。

○原田立君 これで終わりにしたいと思つたんですが、そこでこれを、人間だれしも少し悪くなつ

たとか、あるいはちよつと状況が変化したとかというときには、やはり永久許可でなしに、何度かそれ試験を受けるようなことにすれば、そのたんに人間の精神的な面で新たになると思ふのです。一本だけ受ければあとは手続の更新だけでいいんだということでは、やはり何かさる法みたいな感じがするのです。で、拳銃の事故というのは非常に大きいし、むしろこういうところはもつときびしい態度でいいんじゃないのだからかと、こういうふうには私は思ふのです。それは考えただけ申し上げておきます。

○委員長(林田正治君) 本案に対する本日の審査はこの程度にいたしたいと存じます。次回、三月二十四日午前十時開会の予定でございます。本日はこれにて散会いたします。午後零時三十五分散会

三月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、地方交付税法の一部を改正する法律案
一、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案
地方交付税法の一部を改正する法律案
地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のような改正する。
第六条中「百分の二十九・五」を「百分の三十二」に改める。

第十二条第二項の表の表示単位の欄中「坪」を「平方メートル」に、「町歩」を「ヘクタール」に改める。

第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎の欄中

当該道府県の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額並びに前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額

に、「建築坪数」を「建築床面積」に、

当該市町村の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額及び前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数

を

当該市町村の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額並びに前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額

に、「二坪」を「一平方メートル」に、「生産石数」を「生産量」に

改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

(地方税の課税免除等に伴う基準財政収入額の算定方法の特例)

第十四条の二 地方税法第六条の規定により、市町村が次の各号に掲げる土地若しくは家屋に対する固定資産税を課せなかつた場合又は当該固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、前条の規定による当該市町村の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該市町村の当該各年度の減収額のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該市町村の当該各年度(その措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百一十四号)第六十九条第一項の規定により指定を受けた史跡、名勝若しくは天然記念物又は同

当該道府県の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額並びに前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び所得額

当該市町村の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得税額及び前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数

を

条第二項の規定により指定を受けた特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物である土地

二 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第十八条第一項の規定により指定を受けた国立公園又は国定公園の特別保護地区の区域内の土地
三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第二号)第六條第一項の規定により指定を受けた特別保存地区の区域内における家屋又は土地
附則中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 昭和四十一年度から昭和四十四年度までの間に限り、人口が急激に減少した地方団体に係る補正係数の算定方法については、自治省令で第十三条第一項から第八項までの規定の特例を設けることができる。

別表の単位費用の欄中「一町歩につき」「一ヘクタールにつき」に、「一坪につき」「一〇〇」を

地方団体の種類				単位費用
種類	経費の種類	測定単位	単位費用	
二 土木費	1 道路費	道路の面積	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	とし、同表の市町村
	2 橋りよう費	橋りようの面積	種別補正、密度補正及び寒冷補正	
	3 河川費	河川の延長	種別補正及び寒冷補正	
	4 港湾費	港湾（漁港を含む）の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正	
	5 その他の土木費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	
三 港灣費	1 警察費	警察職員数	一人につき 九二一、〇〇〇円	とあるのは、
	2 土木費	道路の面積	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	
	3 橋りよう費	橋りようの面積	種別補正、密度補正及び寒冷補正	
	4 河川費	河川の延長	種別補正及び寒冷補正	
	5 港湾費	港湾（漁港を含む）の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正	
四 昭和三十九年度分	1 道路費	道路の面積	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	とあるのは、
	2 橋りよう費	橋りようの面積	種別補正、密度補正及び寒冷補正	
	3 河川費	河川の延長	種別補正及び寒冷補正	
	4 港湾費	港湾（漁港を含む）の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正	
	5 その他の土木費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	

道府県				単位費用
種類	経費の種類	測定単位	単位費用	
三 教育費	1 小学校費	教職員数	一人につき 四三六、一〇〇円	とあるのは、
	2 中学校費	教職員数	一人につき 四一五、四〇〇円	
	3 高等学校費	教職員数	一人につき 九三、〇〇〇円	
	4 その他の教育費	生徒数	一人につき 七二七、〇〇〇円	
	5 産業経済費	失業者数	一人につき 八六、八〇〇円	
四 厚生労働費	1 生活保護費	町村部人口	一人につき 四四一、〇〇〇円	とあるのは、
	2 社会福祉費	人口	一人につき 一八三、〇〇〇円	
	3 衛生費	人口	一人につき 四三〇、〇〇〇円	
	4 労働費	工場事業場労働者数	一人につき 四七六、〇〇〇円	
	5 農業行政費	農家数	一人につき 四、七三〇円	
五 林野行政費	1 林野行政費	林野の面積	一ヘクタールにつき 五、八三〇円	とあるのは、
	2 水産行政費	水産業者数	一人につき 二、六八〇円	
	3 商工行政費	商工業の従業者数	一人につき 一九、一〇〇円	
	4 その他の行政費	道府県税の税額	千円につき 一二七、〇〇〇円	
	5 徴税費	恩給受給権者数	一人につき 四五、〇〇〇円	
六 災害復旧費	1 恩給費	恩給受給権者数	一人につき 五七二、〇〇〇円	とあるのは、
	2 その他の諸費	面積	一平方キロメートルにつき 一八〇、〇〇〇円	
	3 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	千円につき 九五〇〇円	
	4 特定償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てた地方債に係る元利償還金	千円につき 二五〇〇円	
	5 消防費	人口	一人につき 五七六、〇〇〇円	
七 道路費	1 道路費	道路の面積	一平方メートルにつき 一七九、〇〇〇円	とあるのは、
	2 土木費	人口	一人につき 五七六、〇〇〇円	
	3 橋りよう費	橋りようの面積	種別補正、密度補正及び寒冷補正	
	4 河川費	河川の延長	種別補正及び寒冷補正	
	5 港湾費	港湾（漁港を含む）の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正	

第一一三八号 昭和四十一年三月九日受理

地方公務員等共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 岡山県倉敷市川西町二ノ三 藤原秀夫

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第一一三九号 昭和四十一年三月九日受理

地方公務員等共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 秋田市西根小屋町上下一三 田村憲治

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

第一一四〇号 昭和四十一年三月九日受理

地方公務員等共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 茨城県水戸市千波町二、八三四ノ三 松岡達也

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第八三六号と同じである。

三月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第四項を次のように改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項から第十一項までを一項ずつ繰り上げる。

4 都市職員共済組合の組合会の議員については、第二項の規定を準用する。この場合にお

いて、同項中「都知事若しくは指定都市の市長」とあるのは、「当該都市職員共済組合に係る市の長(二以上の市の職員をもつて組織する都市職員共済組合にあつては、当該二以上の市の長が協議して定める市長)」と読み替へるものとする。

第十三条第六項第三号中「又は市長が選挙した組合会の議員」を削る。

第三十条第二項中「市長」を「都市職員共済組合にあつては、市長」に改め、「を含む」を削る。

第三十八条第一項中「第九条第九項から第十一項まで」を「第九条第八項から第十項まで」に、「第九条第十項」を「第九条第九項」に改める。

第七十四条の次に次の一条を加える。

(年金額の改定)

第七十四条の二 この法律による年金である給付の額については、国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。

第百十五条の見出し中「控除」を「控除等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 組合員が他の組合の組合員となつた場合において、もとの組合に対して支払うべき金額があるときは、もとの組合は、政令で定めるところにより、当該他の組合の組合員の給与支給機関に対して当該金額の徴収を嘱託することができる。この場合においては、当該徴収を嘱託された金額は、組合員が当該他の組合に対して支払うべき金額に該当するものとみなして、第二項の規定を適用する。

第百四十条第一項中「以下「復帰したとき」に「転出」を「以下この条において「転出」に、「以下「復帰希望職員」を「以下この条において「復帰希望職員」に改める。

第百四十一条第一項中「第百三十三条第二項中「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法

「昭和二十三年法律第三十五号)第一条又は第二

二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百十六

条第一項、第百三十四条、第百三十六条第二項及び第百三十九条において同じ。」の負担

金」とあり、「地方公共団体の負担金」とあるのは「組合の負担金」を「第百三十三条第二項各号列

記以外の部分中「及び地方公共団体」とあるのは「並びに地方公共団体」と、「の負担金」とあるのは「及び組合の負担金」と、同項第一号、第三号

及び第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「組合の負担金」と、同項第二号中「地方公共団体の負担金百分の五十七・五」とあるのは「地方公共団体の負担金百分の十五、組合の負担金百分の四十二・五」に改め、同条に次の二項を加える。

2 復帰希望職員が引き続き団体職員として在職し、引き続き復帰したとき(その後六月以内に退職したときを除く。以下この条において「同じ」は、長期給付に関する規定(第六章の規定を除く)の適用については、その者は、転出の時に退職しなかつたものとみなし、その復帰したときに引き続き団体共済組合員期間は、引き続き組合員であつたものとみなす。この場合においては、第百七十四条第一項に規定する地方団体関係団体職員共済組合は、第百九十二条の規定による積立金のうちその者の当該団体共済組合員期間に係る部分を、政令で定めるところにより、組合に移換しななければならない。

3 前項の規定の適用を受けた者の同項の規定により組合員であつたものとみなされた団体共済組合員期間は、引き続き復帰したとき以後においては、第百七十九条第三項に規定する団体共済組合員でなかつたものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、復帰希望職員が引き続き復帰した場合におけるこの法律の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第百五十八條の次に次の一条を加える。

(年金額の改定)

第百五十八條の二 共済会の行なう年金である給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情

その団休職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続く団

休職員をいう。以下この条において同じ。」となる

その団休職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続く団

休職員をいう。以下この条において同じ。」となる

その団休職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続く団

休職員をいう。以下この条において同じ。」となる

その団休職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続く団

休職員をいう。以下この条において同じ。」となる

その団休職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続く団

休職員をいう。以下この条において同じ。」となる

その団休職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続く団

休職員をいう。以下この条において同じ。」となる

その団休職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続く団

休職員をいう。以下この条において同じ。」となる

に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。

第百五十九条の二に次の一項を加える。

2 地方議会議員は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百五十一条の規定によりその者に係る当選が無効となつた場合には、その無効となつたときに退職したものと同みなす。

第百七十条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体の報告等）

第百七十条の二 地方公共団体は、政令で定めるところにより、地方議会議員の異動、報酬等に関し、共済会に報告し、又は文書を提示し、その他共済会の業務の執行に必要な事務を行なうものとする。

第二百三十三条第二項中「負担する」を「負担するほか、地方公共団体が負担する」に改め、同条第三項第一号中「百分の五十七・五」を「百分の四十二・五」に改め、同項第三号を削り、同条に次の二項を加える。

4 第二項の規定により地方公共団体は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合により負担する。

一 給付に要する費用（前項第二号に掲げるものを除く。） 百分の十五

二 団体共済組合の事務に要する費用 百分の百

5 前項に定めるもののほか、第二項の規定による地方公共団体の負担について必要な事項は、政令で定める。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五十三号を次のように改める。

五十三 国の職員 国家公務員共済組合法の

長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「国の施行法」という。）第七條第一項第五号に規定する職員をいう。

第二条第一項第五十五号中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「国の施行法」という。）を「国の施行法」に改め、同条第四項に次の二号を加える。

六 法律第百五十五号附則第四十一条の二七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める規定

第三条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する給付のうち年金である給付の額については、国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。

第三条の三第二項及び第三項を次のように改める。

2 恩給組合法の適用を受けていた年金条例職員であつた者のうち次に掲げる者として勤務したことがある者については、恩給に関する法令の規定の例により政令で定めるところにより、当該勤務していた期間をその者の当該恩給組合法による条例在職年の計算上、更新組合員期間に加えるものとする。ただし、更新組合員期間については、その者又はその遺族が恩給組合法の規定による退職料等を受ける権利を有する場合に限る。

一 法律第百五十五号附則第四十三条に規定する外国特殊法人職員

二 法律第百五十五号附則第四十三条の二に規定する外国特殊機関職員

三 法律第百五十五号附則第四十一条の二第一項に規定する救護員

四 前三号に掲げる者のほか、政令で定める者

3 恩給に関する法令の改正により恩給の基礎となるべき在職年に加算年その他の期間が算入された場合において、三十七年法が施行されなければ、当該期間が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十二第三項において準用する同条第一項の規定に基づき恩給組合法の適用によりその適用を受けていた者に係る年金条例職員期間に推算されることとなるときは、当該期間のうち政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、その者の当該年金条例職員期間に推算するものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第七條第一項第一号ニ中「又は第四十二条」に改め、「場合を含む」の規定の下に「又は政令で定める規定」を加え、同項第三号中「該当するもの」の下に「及び職員に準ずる者として政令で定める者」を加え、「及び国の長期組合員である職員であつた期間」を、「国の長期組合員である職員であつた期間及び政令で定める期間」に改める。

第七條の二を次のように改める。

第七條の二 恩給組合法の適用を受けていた年金条例職員であつた更新組合員が次に掲げる者として勤務していたものであるときは、恩給に関する法令の規定の例により政令で定めるところにより、当該勤務していた期間をその者の当該恩給組合法の適用を受けていた年金条例職員であつた期間に加えるものとする。

一 法律第百五十五号附則第四十三条に規定する外国特殊法人職員

二 法律第百五十五号附則第四十三条の二に規定する外国特殊機関職員

三 法律第百五十五号附則第四十一条の二第一項に規定する救護員

四 前三号に掲げる者のほか、政令で定める者

2 恩給に関する法令の改正により恩給の基礎となるべき在職年に加算年その他の期間が算入された場合において、三十七年法が施行されなければ、当該期間が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十二第三項において準用する同条第一項の規定に基づき恩給組合法の適用によりその適用を受けていた更新組合員に係る年金条例職員期間に推算されることとなるときは、当該期間のうち政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、その者の当該年金条例職員期間に推算するものとする。

3 前二項の規定は、第三条の三第二項又は第三項の規定により恩給組合法による条例在職年の計算上年金条例職員期間に加えられ、又は推算された期間については、適用しない。

第十條中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 旧日本赤十字社令（明治四十三年勅令第百二十八号）の規定に基づき戦地勤務（法律第百五十五号附則第四十一条の二第一項に規定する戦地勤務をいう。第百三十一条第二項において同じ。）に服した日本赤十字社の救護員であつた者でその後職員となつたものの当該戦地勤務に服していた期間のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

第十三條第一項中「当該合算額」の下に「（同項第一号に掲げる期間を有する者で政令で定めるところについては、政令で定める金額を加算した額）を加える。

第十五條中「退職年金を支給するとき」の下に「（当該退職年金を受ける権利を有する者に減額退職年金を支給するときを含む。次条において同じ。）を加える。

第四十四條第二項中「退職年金」の下に「減額退職年金」を加える。

第五十五條第一項中「第五条の二、第七条の

者

二を「第七條の二」に改める。

第五十七條第二項中「及び同條」を、「同條」に改め、「年月数を含む。」の下に「及び同條第八項の規定により恩給の基礎に職年に算入することとされている加算年の年月数」を加え、同條第九項を同條第十項とし、同條第八項の次に次の一項を加える。

9 第一項に規定する更新組合員に係る遺族年金を受ける者が妻、子又は孫である場合における遺族年金の額については、第三十九條、第四十條又は第四十二條の規定により算定した金額が、第五條第二項本文の規定を適用しないものとして恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第 号）附則第六條の規定又はこれに相当する退職年金条例の規定の例により算定した金額より少ないときは、第三十九條、第四十條及び第四十二條の規定にかかわらず、当該金額を遺族年金の額とする。

第五十七條の次に次の一條を加える。
（施行日以後に恩給の受給権を有することとなる者の取扱）

第五十七條の二 恩給に関する法令の改正により、前條第一項に規定する更新組合員又はその遺族が新たに普通恩給又はこれに基づく扶助料を受ける権利を有することとなつたときは、当該更新組合員は施行日の前日において当該普通恩給を受ける権利を有していたものとみなして、当該普通恩給又は扶助料を受ける権利について第五條第二項本文の規定を適用する。

第五十八條中「前條を」前二條に、「同條第一項を」第五十七條第一項に、「と読み替へる」を「と、前條中「施行日」とあるのは「第五十八條に規定する組合員となつた日」と読み替へる」に改める。

第六十三條第六項中「退職年金若しくは」の下に「減額退職年金若しくは」を加える。
第六十四條第一項中「第百三十條第二項及び」

を削る。

第百二十八條第二項中「及び退職料並びに退職年金条例の通算退職年金、共済法の退職年金、共済法の通算退職年金及び共済法の廃疾年金並びに国の新法（国の旧法を含む。）の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び」を、「退職料、共済法の退職年金若しくは共済法の廃疾年金又は国の新法（国の旧法を含む。）の規定による退職年金、減額退職年金若しくは」に、「国の施行法第六條第一項ただし書」を「退職年金条例の通算退職年金、共済法の通算退職年金、国の新法による通算退職年金又は国の施行法第六條第一項ただし書」に改める。

第百三十一條第二項中第五號を第六號とし、第四號を第五號とし、第三號の次に次の一號を加える。

四 旧日本赤十字社令の規定に基づき戦地勤務に服した日本赤十字社の救護員であつた者でその後の職員の職等となつたものの当該戦地勤務に服していた期間のうち年金条例職員期間及び恩給公務員期間を除いた期間

附則
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 次に掲げる規定 昭和四十一年十月一日
イ 第一條中地方公務員等共済組合法第七十條、第百五十八條及び第百七十條の次にそれぞれ一條を加える改正規定並びに同法第百五十九條の二の改正規定

ロ 第二條中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二條第四項、第三條、第三條の三、第七條第一項、第七條の二、第十條、第十三條第一項及び第五十七條の改正規定（同條第二項の改正規定を除く。）並びに同法第百三十一條第二項の改正規定

ハ 附則第五條から第七條まで及び第九條から第十一條までの規定

二 第一條中地方公務員等共済組合法第九條、第十三條第六項、第三十條第二項及び第三十八條第一項の改正規定 昭和四十一年十二月一日

三 第二條中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第五十七條第二項の改正規定及び同條の次に一條を加える改正規定並びに附則第八條の規定 昭和四十二年一月一日

（負担金に関する経過措置等）
第二條 改正後の地方公務員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）第百四十一條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）及び第四項の規定は、昭和四十一年四月分以後の負担金について適用し、同月前の月分の負担金については、なお従前の例による。

2 改正後の法第二百三條第二項から第四項までの規定は、昭和四十一年四月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金については、なお従前の例による。

3 改正前の地方公務員等共済組合法（以下「改正前の法」という。）第二百三條第二項及び第三項の規定により昭和四十一年四月分以後この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月分までの掛金として施行日まで納付された金額のうち、改正後の法第二百三條第二項及び第三項の規定により納付すべき掛金の額をこえる金額については、施行日の属する月分以後の掛金として施行日以後これらの規定により納付すべき金額の一部として納付されたものとみなす。

（団体職員となつた復職希望職員についての特例に関する経過措置等）
第三條 改正後の法第百四十四條の二の規定は、施行日以後に団体職員（同條第一項に規定する団体職員をいう。次條において同じ。）となるため退職した者について適用する。

2 改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「改正前の施行法」という。）第二條第一項第十号に規定する更新組合員（同法第五十五條第一項各号に掲げる者をいう。以下「更新組合員等」という。）で改正後の法第百四十四條の二第一項の申出をした者に対する同項の規定の適用については、同項中「長期給付」とあるのは、「長期給付（恩給法（大正十二年法律第四十八号）、退職年金条例（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）以下この項において「施行法」という。）第二條第一項第二号に規定する退職年金条例をいう。）、共済法（施行法第二條第一項第三号に規定する共済法をいう。）又は国の旧法等（施行法第二條第一項第五十一号に規定する国の旧法等をいう。）の規定による年金である給付で当該給付の日の前日に施行法の規定によりその支給が停止されているものを含む。）とする。

第四條 施行日前に恩給公務員である職員、年金条例職員、旧長期組合員若しくは国の長期組合員若しくは国の旧長期組合員である職員又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）であつた者で、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き団体職員として在職するもの（その在職することとなつた日の前日において職員であつた者に限る。）が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続き団体共済組合員期間（改正後の法第百九十七條第一項に規定する団体共済組合員期間をいう。以下この條及び附則第十條において同じ。）を、これに引き続き組合員の資格を取得したとき（以下「復職したとき」という。）の改正後の法第四十條の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を、地方公務員共済組合に申し出たときは、その者に係る次に掲げる給付は、その申出をした者（以下「復職希望職

員」といふ。）が引き続き団体職員として在職する間、その支払を差し止める。

一 普通恩給

二 退職料及び退職年金条例の通算退職年金

三 共済法の退職年金、共済法の通算退職年金及び共済法の廃疾年金

四 国の旧法等（改正前の施行法第二条第一項第五十一号に規定する国の旧法等をいう。以下この条において同じ。）の規定による退職年金及び廃疾年金

五 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び廃疾年金

六 改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び廃疾年金

七 復職希望職員が引き続き団体職員として在職し、引き続き復職したとき（その後六月以内に退職したときを除く。以下この条において同じ。）は、改正後の法の長期給付に関する規定（同法第六章の規定を除く。）又は改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「改正後の施行法」といふ。）の規定の適用については、その者は、施行日以後の団体職員であつた期間、引き続き組合員であつたものとみなす。この場合においては、地方団体関係団体職員共済組合は、改正後の法第九十二条の規定による積立金のうちその者の施行日以後の団体共済組合員期間に係る部分を、政令で定めるところにより、地方公務員共済組合に移換しなければならない。

八 前項の規定の適用を受けた者については、第一項各号に掲げる給付のうち普通恩給（増加恩給に併給される普通恩給を除く。）、退職料（増加退職料に併給される退職料を除く。）、共済法の退職年金又は国の旧法等の規定による退職年金を受ける権利は、施行日の前日に消滅したものとみなし、その他の同項各号に掲げる給付（改正後の施行法第五十五条第一項において準用する同法第五十四条第一項の申出をした場合にお

ける共済法の廃疾年金及び国の旧法等の規定による廃疾年金を除く。）を受ける権利は、施行日からその者が復職したときまで停止したものとす。

九 第二項の規定の適用を受けた者は、改正後の法第二章の規定の適用については、施行日の前日に退職したものとみなし、同項の規定により組合員であつたものとみなされた団体共済組合員期間中は、引き続き復職したとき以後においては、団体共済組合員（同法第七十九條第三項に規定する団体共済組合員をいう。附則第十条において同じ。）でなかつたものとみなす。

十 改正後の法第四十四条の二第四項の規定は、復職希望職員が引き続き復職した場合について準用する。

（恩給組合条例の適用を受けた者の退職料等に関する経過措置）

十一 第五條 恩給組合条例がなお効力を有するものとしたならば改正後の施行法第三条の三第二項第三号の規定によりその者の日本赤十字社の救護員として勤務していた期間がその者の年金条例職員期間に加えられることにより退職料又は退職年金条例の遺族年金を支給すべきこととなる者については、市町村職員共済組合が、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」といふ。）附則第四十一条の二第三項において準用する同法附則第二十四条の二第二項並びに第四十一条の二第四項において準用する同法附則第二十四条の二第四項の規定の例により、当該退職料又は退職年金条例の遺族年金に相当する年金を支給する。

十二 前項の規定により支給される退職料又は退職年金条例の遺族年金に相当する年金は、改正後の法の及改正後の施行法の規定の適用については、恩給組合条例の規定による退職料又は退職年金条例の遺族年金とみなす。この場合において、これらの年金を受ける権利を有する者が組

合員（組合員であつた者を含む。）又はその遺族であるときは、当該組合員はその組合員となつた日の前日において当該みなされた退職料を受ける権利を有していたものとみなして、当該みなされた退職料又は退職年金条例の遺族年金を受ける権利について改正後の施行法第五條第二項本文（同法第五十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

十三 第六條 恩給組合条例がなお効力を有するものとしたならば改正後の施行法第三条の三第二項第四号又は第三項の規定により同条第二項第四号に掲げる者として勤務していた期間又は同条第三項に規定する期間がその者の年金条例職員期間に加えられる、又は通算されることにより退職料又は退職年金条例の遺族年金を新たに支給し、又は改定すべきこととなる場合における必要の経過措置については、政令で定める。

十四 第七條 改正後の施行法第七條の二第一項第四号又は第二項の規定により同条第一項第四号に掲げる者として勤務していた期間又は同条第二項に規定する期間が更新組合員等の年金条例職員期間に加えられる、又は通算されることにより年金である長期給付を新たに支給し、又は改定すべきこととなる場合における必要の経過措置については、政令で定める。

（日本赤十字社の救護員期間の組合員期間への算入に伴う経過措置）

第十五 第七條 更新組合員等が昭和四十一年十月一日前に退職し、又は死亡した場合において、法律第百五十五号附則第四十一条の二又はこれに相当する退職年金条例の規定及び改正後の施行法の規定を適用したならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、次条の規定の適用を受けることとなる場合を除き、改正後の施行法の規定により、昭和四十一年十月分からは、その若しくはその遺族に退職年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又は同月分からは、その若しくはその遺族の改正前の法若しくは改正後の施行法の規定による年金の額を、これ

らの法律及び退職年金条例の規定を適用して算定した額に改定する。

十六 前項の規定は、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

十七 第三項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき退職給付年金（これに相当する給付を含む。）の支給を受け、又は改正前の施行法第二條第一項第三号に規定する共済法、改正前の施行法若しくは改正前の法の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金（これらに相当する給付を含む。）の支給を受けた者（改正前の法第八十三條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）である場合には、当該退職年金又は遺族年金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該退職給付年金又はこれらの一時金の額（改正前の法第八十三條第一項の規定の適用を受けた者について、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額（以下「支給額等」といふ。）の一部が地方公務員共済組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。）の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が地方公務員共済組合に返還された場合は、この限りでない。

十八 （加算年の算入に伴う経過措置）
第九條 前条の規定は、更新組合員等が昭和四十一年一月一日前に退職し、又は死亡した場合において、法律第百五十五号附則第二十四条第八項及び第二十四条の八並びに改正後の施行法の規定を適用したならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときについて準用する。この場合において、前条第一項中「昭和四十一年十月分」とあるのは、「昭和四十一年一月分」と読み替へるものとする。

十九 （特例による退職年金の額に関する経過措置）
第十條 改正後の施行法第十三條第一項の規定

は、給付事由の生じた日（同項の規定の適用を受けるべき更新組合員等に係る遺族年金にあつては、当該更新組合員等が退職し、又は死亡した日）が昭和四十一年十月一日以後である場合について適用し、当該給付事由の生じた日が同日前である場合については、なお従前の例による。

（長期実在職者の退職年金等の額の特例）

第十条 昭和四十年九月三十日以前に退職し、又は死亡した組合員又は団体共済組合員に係る次の各号に掲げる年金については、これらの年金の額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十一年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。ただし、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間又は団体共済組合員期間のうち実在職した期間が退職年金を受ける最短年金年限に満たない場合は、この限りでない。

一 退職年金又は廃疾年金 六万円

二 遺族年金 三万円

2 前項の規定による年金の額の改定は、地方公務員共済組合又は地方団体関係団体職員共済組合が、受給者の請求を待たずに行なう。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第十一条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ニ中「又は第四十二条」を「若しくは第四十二条」に改め、「場合を含む。」の規定の下に「又は政令で定める規定」を加える。

第五十一条の二第三項を次のように改める。

3 地方の施行法第七条第一項第三号に規定する職員（地方の職員等を除く。以下この項において同じ。）であつた長期組合員に対する第七条第一項第五号又は第九条第一号の規定の適用については、その者の地方の施行法第七条第一項第三号に規定する職員であつた期間

（第七条第一項第五号の規定を適用する場合にあつては、政令で定める期間を除いた期間）は、地方の職員等であつた期間に該当するものとする。

昭和四十一年三月二十六日印刷

昭和四十一年三月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局